

令和4年度第18回国立市人権・平和のまちづくり審議会

1. 日 時 令和4年（2022年）11月24日（木）午後4時30分～6時30分
2. 場 所 国立市役所 第1・2会議室
3. 出席者 委員9名
- 委員 炭谷会長、古川副会長、大島委員、押田委員、神田委員、藤沢委員、三井委員、呂委員、渡邊委員
- 事務局 4名（松葉人権・平和担当部長、吉田市長室長、鈴木係長、桑代主事）

【炭谷会長】 審議会を開始します。本日は韓委員がご欠席、古川委員が少し遅れていらっしゃいます。また、押田委員は17時過ぎに退席され、藤沢委員は18時半の少し前に退席されます。

本日はまず、前回審議会の冒頭で取り上げました三井委員からご提案のあった具体的な事例についてのシミュレーションについて、皆様方と一緒に確認していきたいと思います。

2つ目は、これまで何度かご確認いただきましたが、相談や救済、人権教育・啓発、それから前回扱った人権に配慮した環境整備について、これまでのご意見を踏まえた修正内容を確認していきたいと思います。

3つ目は、今回新たなテーマになりますが、平和施策の推進について、皆様方のご意見を伺ってきたいと思います。

途中、休憩を10分程度挟みます。まず議題1について事務局から説明をお願いします。

【事務局】 前回、三井委員から具体的な事例についてもう少し話をしてみたいとのご意見を踏まえて作らせていただいた資料です。委員の皆様からも、具体的な事例で実際の起こったもののほうがいいのではないかとのご意見も頂いていたことを踏まえ、セクシュアリティに関するアウトティング事例のシミュレーションという形で作らせていただきました。

想定している内容・前提としては、市内在所企業の従業員また学校の生徒からの相談があったものということで、本人の性的指向や性自認に関して、会社また学校の中で、本人の意に反して他者へ公表（SNSも含む）された事例という想定です。社内や上司、または学校で相談したが解決できずに市に相談があったものとして、対応を分類しました。

まず、事案が発生しまして、被害者本人による相談、もしくは家族ですとか友人等第三者による相談が市役所に入るといったところから想定をしています。現状は、市役所の代表電話にこういう内容の相談が入ると、市長室の人権担当に電話がつながれることとなります。人権担当でそれを受けまして、ご本人からであればその先に検討していくことになり、第三者等からであればご本人への事実確認等を行うといった手順を踏みまして、内容によりますけれども、今回の場合はセクシュアリティに関するものということで、パラソルを含めて人権担当として対応していくこととなります。人権担当で課題の整理、被害者が何を望んでいるかを相談の中から聞き取り、希望する支援を行っていくこととなります。

その支援が何かというのが資料の下に細かく分類させていただきましたけれども、精神的ケア、医療的ケアなど様々あるかと思いますので説明をさせていただきます。

まず、精神的ケアですが、まずは被害者への寄り添い、不安への寄り添いや居場所の紹介、そ

ういったところを対応することとなろうかと思います。また、市役所内の福祉部署との連携や市役所外の関係機関・団体へのつなぎ、これはメンタルケアの専門等に対するつなぎという意味で書かせていただきましたがこういった精神的ケアを行うという支援があるかと思います。

また、相談者の希望によっては、医療的ケアの必要性もあるかと思っておりますので、福祉部署との連携や医療についての専門等、関係機関・団体へのつなぎ、こういった精神的ケア、医療的ケアを行っていくということが想定されます。

その次ですが、被害者が、職場もしくは学校への調査ですとか職場環境の改善・配慮を求めてきた場合、市がどうするのかといったところですが、市として事業者または学校への働きかけ、事実関係の聴取ということになります。それに加え、個別の啓発。一般的な市民向け啓発ではなくて、あくまでもここの職場、学校に対する個別の啓発や研修をやっていく。それから、管理職向けや一般職向けの研修、啓発資料の提供等を行っていく、こういったことが考えられるかと思っております。

それから、加害者への指導や注意を行ってほしいということを求めてきた場合ですが、これは事業所や学校の協力が必要になってきます。

また、働きかけを行った結果、加害者が謝罪を望む場合ということが考えられるかと思いますが、加害者が望んでそれを受け入れる、対面を受け入れる場合、受け入れない場合があるかと思いますが、そういった場合の場のセッティングや書面等の授受等といった対応を行っていくこととなるかと思います。

その次ですが、被害者が加害者への処罰を求めてきた場合です。これについては、現状の市の条例で何が対応できるかといったところがありますが、現在の国立市のいわゆる人権条例では、具体的な処罰までは明記していませんので、条例に基づく対応としては対応ができないということになりまして、司法へのつなぎですとか法務局や法テラスの紹介等ということができることとなります。

その他ですが、被害者が対外的に事案を公表してほしいと求めてきた場合ですが、市のホームページや市報などの広報媒体で事案を公表したり、人権侵害が許されないということを市として発信していく。それから、インターネットやSNSに何か記載が既にされているといったことに対しては、法務局やプロバイダへの削除依頼、こういったことを行っていくこととなります。

最後ですが、やはり現状としては、継続的に市民全体や事業者への啓発、学習会等の実施、こういったことを重点的にやっていくこととなります。

その下、大きく四角囲みで現時点の課題として整理させていただきました。それぞれ今説明させていただいた内容に対応するように1から8まで書かせていただきました。

まず1ですが、事案の対象範囲について、どういった範囲まで扱うのか、私人間の問題についてどういったところまで扱うのかということが明確ではないということが懸念点としてあります。

また、人権課題に対応できる専門職員が現状いないといったところがございます。現状市の人権担当は、課長級が1人、係長が1人、係員が2人という体制でして、いわゆる専門職員としては置いていない状況です。

また、関係機関や団体等との連携体制について明文化まではされていないという点もありま

す。運用上は当然、様々な機関と連携協力して対応していますが、明確に何かで明記できてはいないというところがあります。

4番目、職場や学校への働きかけですとか、加害者への働きかけというところに関してですけども、市職員に調査権限がないといったところ、また、調査を行う独立した機関もないといったところもあるかと思っております。

5番目、被害者から助言やあっせんを求められた際に、加害者側に協力を求める根拠規定がないという点です。あくまで相手方の協力があって成り立つ行為であって、なかなかそこに強制力や根拠がありません。

6番ですが、加害者が調査に非協力的あるいは非を認めない場合、ではどうするのかといったところも課題があると思っています。

次の7について、被害者が加害者に対する処罰を求めてきた際の対応ですが、抛り所とする根拠規定がないといったことがあります。これまでも皆様にご議論いただいていた内容でもありますが、どこまで何をするかという、そういったものが現状ないといったところです。

最後の8です。事案の公表やインターネット上の対応についても、どこまで何をするかという抛り所となる規定がないと。ご説明は以上となります。

【炭谷会長】 今回のシミュレーションですが、事案として例えばもう1つぐらい考えたのですが、今回挙げていただいた案件は、実際に市内で起こった案件でして、比較的相対的により深刻な案件の1つでございますので、これでまずシミュレーションをしてみてもうどうだろうかというので事務局に整理いただきました。よくまとめていただいたのではないかなと思いますので、ご意見等あれば自由に出していただければと思います。

この中で、現時点における問題点も書いていただきました。強制規定を国立市は条例の中で持っていないわけで、例えば加害者が拒否した場合とか、刑罰を求める場合だとか、公表する場合、これは法令的にいえばやはり条例の根拠がないとできないのだろうと。これは現行の我々の国立市の条例ではありませんので、これは今後の状況を受けての検討課題、次の課題になると思います。

もちろん条例の根拠がなくても、例えば事案の公表などもやり方だと思うのですね。相手が特定されないような形であれば、何かできるのではないかなと、公表の仕方にもよるのではないかなと思います。インターネットの対応についても、これはどこまで法的な根拠が要するのか、これは要綱的なものでできるのではないかな。実際それでやっている自治体もあるのではないかなと承知していますけれども、もちろん条例に根拠があったほうが自信を持ってやれるのですが、これはまたご議論いただければと思います。

【大島委員】 言葉の問題ですが、パラソルというのが何を指すかわからないです。もう1つは、根拠規定がないということなのですけども、これは言い切ってしまうていいことなのでしょうか。全くないと。法的なものは含まないということなのでしょうか。

というのは、私も違うところで若干調べたことがあって、例えば東京高裁の判決は出ていますよね。それから、パワハラ防止法だとかがあって、厚生労働省の告示が出ていて、それに例えばアウティングは含まれると書いてあるわけですよね。だから、条例だけをここでやっているのか、それともそういう法的なものも含んでいるのか、ちょっと私も分からないので何とも言えないのですけれど。ただ、できないことをあげつつてもしょうがないので、課題としてこう示さ

れるのはいいのですけれども、やる方向でいろいろなことをやっておいたほうが私はいいと思います。何かができないと、それでは、やっても意味ないではないかという話になってしまうので、ないけれどもどうやったらいいかという、その部分を議論したほうが、基本的にはこれからのことにつながっていくのではないのかな。まとめていろいろなものを作っても構わないと思うので。我々としてはこういう課題があるから、こういう条例が必要だということであれば、そのことをちゃんと行政側に言っておけば、かえっていいことになるのではないのかなと思うのです。

【炭谷会長】 パラソルについては、国立市の男女平等参画ステーションのことを俗称パラソルというそうです。私も今日調べました。それは正しいご指摘だと思います。

【押田委員】 現時点の課題ということで、様々対応する上での根拠規定がないと。だから対応が今の段階ではできないというのは、条例上はそんなに細かいことまでは書き切れていないという意味での根拠規定がないということであって、逆に今、私たちがまさに議論しているこういう具体的な基本方針とか、それから具体的な内容について、逆にこういうこともちゃんと解決できるような規定をこの中に盛り込んでいけば十分対応ができるのではないかという意味で、そういうふうに逆に言われているのかなと、私なんかは逆に思います。だから、そういうことをちゃんとこの審議会の中でもきちっと決めていけば、具体的な対応ができると思っています。

それから、課題の中で専門職員がいないと言われています。確かに私もこの間、市の人権担当の職員とそれなりのお付き合いがあって、大変忙しい部署だなと。いろいろな課題を抱えながら大変だなということで、そのことについては十分理解をしまして、やはりそういうとりわけ人権課題に対応できる専門職員というのは、これはもう当然あったほうがいいと、いるべきだと思うので、今のところ市の方針として、そういう専門職員を置こうという、今、そういう発想があるのかなのか、このことについては伺いたいと思っています。

【炭谷会長】 後者について、事務局で答えられますか。

【事務局】 専門職員のところについては、まだ市の中ではこういった人を置くという話というのは入っておりません。この審議会の中での基本方針の中で、どのような相談体制の在り方があるのかということと、先々連動してくるものかとは認識しております。

また、この専門職員という言葉について、前の審議会の会の中で、その専門職員、どういった資格があればそれでいいのかという議論も確かにありました。今はこういった言葉で一応今回の資料にはまとめておりますけれども、じゃあ、どういう人材が必要なのかという議論こそ丁寧にしなければいけないことかと理解しております。

また、先ほど大島委員からご指摘ありましたパラソル。表記が不足しており失礼いたしました。今回、事例として出した案件がセクシュアリティに関するアウトティングということを想定しましたので、国立市が持っています男女平等参画ステーション、通称パラソルと私も呼んでいるところでした。本来なら男女平等参画ステーションと書いたほうが分かりやすかったかもしれません。

【藤沢委員】 いろいろ制限があるようですが、行政権限の中ではいろいろなことを実はやっているわけですね。それはいい意味でやるということは恐らく必要なのだと思いますから、そのところをどう調整して実行するかということが大事なことですから、問題点はどう考えていくのだというその方向ということの中で考えたほうがいいと私は思います。

例えば、私らの先輩が職業訓練をやって、ボイラーとかそういう施設を造って、言わば再就職なのですけども、東京都の勤労福祉会館の下請け企業に内定していたけれども。行ったらその日の朝に「来なくていいよ」と言われたことがあった。これはとんでもないことが起きたということで、私もすぐ乗り込んで対応したのですけれども。実は、その会社は東京都の退職者の受け皿になっているわけですよ。だから、それを本当に問題なくやろうと思ったら幾らでもできたのですけれども、なかなかやろうとしない。実は東京都がやりたがらなかった。というところが実はありますから、公的機関の介入でやっているところもあるし、人を差別するようなことを平気でやっているような、どうなのだというやつを正面からぶつけて、社会的問題にしてそういうことをやったら駄目だということを1つの提案として、ある種の強制力を働かせてやると。そのくらいのことはやってもいいのだと思うのですね。ただ、それはやはり力づくでやるという話ではなくて、周りに交渉して、この問題はどうかと社会的にアピールしながらやっていくことになると思いますけれども。

その問題で例えば人事権を使うというのは、ちょっとこれはまたややこしい話で、同和教育に否定的だった教師を大阪では人事権を発動して対応しようとして、共産党がものすごく反対してごたごたしたことがあります。そこで人事権というとすごく生々しいのでこれはやはり不適切。じゃあ、人事に関して一切そういうところは介入しないということになるのかと、必ずしもそうはならないですね。そういうときに行政指導みたいなことをやられますけれども。

【炭谷会長】 法律の限界というのがいろいろと議論になりましたけれども、今3人の方から同じようなご意見が出たのですけれども、これは自治体がやろうと思えばできるのだらうと思います。これは何が根拠になるかと言えば、一般的に、例えば国立市の条例、事業者はこの条例に協力しなければいけないという条文がある。自治法には自治体の住民の福祉増進に関する規定もありますから、そのようなものを根拠に行えば、これは悪いことでなければ批判されるものではない。ただ、もちろん罰則とか強制的なものはやはりしっかりした根拠が必要になるだろうと思いますけれども、できる範囲はかなり広いのではないかなと思います。実際そういうことが行われているのではないかなと思います。

またこれについては、また改めていろいろなところでもご意見を頂ければありがたいと思います。

それでは、議題2について事務局から説明をお願いします。

【事務局】 まず、これまでもご議論いただいています「『救済及び相談支援の体制に関すること』についての審議会の意見」についてです。

こちら、全体的に文言の修正等を行っておりますけれども、大きなところの変更点だけご説明させていただきますと、まず1番目のところに「特に」という書き出しで一文追記しています。

「特に、市は人権に関する当事者団体や支援団体等と日常的に情報交換を行うなどして連携を深めること」といったことを追記しています。

それから、大きな変更のところで申し上げますと、人権救済に関するところでございますけれども、こちらの「モニタリング」というところの書きぶりについて少し修正させていただいています。

また、「その他、附帯意見」のところの2番目、被害者への支援に限らず、加害者への対話という表現ぶりを前回までしていたところなのですけども、対話というところとどちらかという対等

な関係に見えてしまう、受け取られてしまう可能性がないかというご指摘を頂きましたので、「加害者への働きかけ」という文言に修正をさせていただきました。

細かい文言修正は行っておりますけれども、大きなところとしては以上でございまして、次の資料3番ですけれども、こちらもし言い回しの修正等多々行っておりますけれども、大きなところで申し上げますと、教育・啓発の推進の2番目のところ、人権に関する発信拠点という言い回しで、前回博物館という言い回しを削っていたところですが、皆様かのご議論を踏まえて、人権博物館という文言を復活させて記載しています。大きな変更としては以上です。

それから、人権に配慮した環境整備についてですが、前回、ソーシャルファームや、ポジティブアクション、バリアフリーやユニバーサルデザインに関して定義や市の取組等をご紹介させていただきました。ご意見を踏まえまして整理したものです。

まず、1番上ですけれども、ソーシャルファームの観点で書かせていただいています。「しょうがいを持つ人など、働きづらさを抱える人々の就労問題に取り組むモデルとしてソーシャルファームを推進するなど、多様な人々が地域社会で共に就労することができる環境整備を行うこと」。

2番目として、「さまざまな悩みを抱える人々が、地域社会の中で多様な人々とつながることで生きがいを得たり悩みを共有したりすることができる場（コミュニティ）の創出に一層努めること」。

それから3番目、「高齢者やしょうがいしゃを含め、誰もが安全安心に暮らすことができるよう、地域社会のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化を進めること。また、災害時に配慮が必要となる人々（災害時要配慮者）が安全かつ速やかに避難できるよう必要なバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化を進めるとともに、性的マイノリティや外国籍の人などにも配慮した避難環境の整備を進めること」。

こちら、前回ご説明の中では、ユニバーサルデザインと表記させていただきましたけれども、委員の皆様の中からバリアフリー化という観点のご意見をいただきましたので、バリアフリーとユニバーサルデザインを現状併記しています。またこの点ご意見いただければと思います。

続いて4番目です。「全ての人が性別の壁を越えて、互いの人権を尊重し合い、あらゆる分野において個性と能力を十分に発揮し、自分らしく生きることができる男女平等参画社会の実現のため、市政に携わる職員及び市の附属機関委員の性別に捉われない登用を行うとともに、市内の事業者や団体への理解促進に努めること」。

それから5番目は、フルインクルーシブ教育の観点で書かせていただいています。国立市教育大綱を今年度の6月に策定しておりまして、そこで明記された「しょうがいの有無に関わらず児童・生徒が同じ場で共に学び相互に成長できるフルインクルーシブ教育について、その実現を目指すための検討をさらに進めること」という内容と同内容を記載しています。これについては、下の点線囲みのところに、教育大綱の当該箇所の抜粋を掲載しています。

それから一番下、附帯意見のところですが。全体的な意見としてまとめたものですが、
「多様な人々の中には、子どもや高齢者のほか、視覚や聴覚にしょうがいを抱える人、日本語の理解に困難を抱える外国籍の人などがいることを踏まえ、人権に配慮した環境整備を行う上での言語表現について配慮をすることが重要であること」といった意見としてまとめています。ご意見頂ければと思っております。

【大島委員】 地域社会のバリアフリー化というのはイメージが湧くのですけれども、地域社会のユニバーサルデザイン化はイメージが湧かない。その辺がちょっと引っかかった部分です。

【炭谷会長】 大島委員ご指摘の点は、また検討させていただければと思います。それから、前回、いろいろな人からソーシャルファームはまだよく理解ができなにご意見を頂いたのですけれども、実はこれは私が一応進めておりまして、東京都で条例も作っています。これはまさにソーシャル・インクルージョンを進めるためにやっているわけですが、ちょうど11月16日、私ども済生会でシンポジウムを行いまして、小池都知事から条例についての考え方やコンセプトについて自らご説明をしていただきました。さらに12月20日には、ソーシャルファームフォーラムを新宿で行いますが、多分知事も出られて自らソーシャルファームが何なのかというご説明をされると思います。ネットで配信するはずですので、皆様方も御覧いただくことができるのではないかなと思います。御覧いただければありがたいと思います。

東京都では既にソーシャルファームを現時点で50ぐらいですかね、どんどん増やしていつて、これでひきこもりの子や元受刑者などの社会参加を進めようという目的で進めております。神奈川県は条例を作らないで、事実上行政指導でソーシャルファームを応援していますという形で行っているようです。大阪府も条例を作って実施しているという段階ですね。

【渡邊委員】 資料4なのですが、「全ての人が性別の壁を越えて」とか「性別に捉われない登用を行う」というのは何を意味しているのかということがよく分らないです。性別に捉われないとか、性別の壁を越えてというのは、男性でも女性でもない第三の性みたいなことをイメージして書かれているのかどうなのか、そういうことをまずお伺いしたいです。

【事務局】 この部分で意図しているのは、今渡邊委員がおっしゃったようないわゆる男性・女性にとらわれない方々も当然視野に入れております。それから、様々な審議会や会議体の委員の中に女性を何%という数値目標化されていますけれども、市でもそういった指標を持っていますので、そういったところを引き続き努力していくこととといったところを想定しているものです。

【渡邊委員】 そうだとすると、性別にとらわれないという表現はと少し違うのではないかなと思います。

【事務局】 おっしゃるとおりですので、文言等を再度整理させていただきます。

【炭谷会長】 もうちょっと分かりやすいほうがよろしいと思いますので再度検討いたします。

またお気づきの点がありましたら、まだ最終的なとりまとめまで時間はありますので、気がつかれた点がありましたら、事務局にお寄せいただければと思います。

それでは、次に議題3について事務局から説明をお願いします。

【事務局】 平和施策の推進に関しての説明をさせていただきますが、まず、市が平和施策についてどういった取組を行っているかを整理したものが資料になっています。

原爆・東京大空襲に関する体験者の伝承活動に関する取組が4つありまして、体験をされた方々のお話を伝承する方々を育成して、その方々を定期的に派遣したり、学校に講話活動をしていただいたり、事業所に派遣したりといったものです。また、今年度は、東京大空襲を体験された市内在住の方の体験を伝承する方々を新しく育成しようということで、4月から10月にかけて何度もその体験者のお話を丁寧に聞き取るという活動などを行いまして、10月に認定式というものを経て、今後活動していただくこととしてしているところです。

それから、「くにたち平和の日」というイベントですが、これは別途参考資料として配布している6月20日号の市報をご覧いただきたいのですが、「くにたち平和の日」ということで今年度実施したものが市報にまとまっていたので、そちらをお配りしております。今年度は、次世代に伝えたい戦争体験というということで、朗読、座談会を駅前の市民プラザにて実施をいたしました。こちらに東京大空襲の体験者の方々、それから、一橋大学の中で、大学関係者の戦争体験を集めて後世に残そうと活動されている方をお招きして朗読、座談会を実施しました。

また、戦争体験を次世代に伝えるパネル展ということで、昨年度、日野市・多摩市・国立市の3市で連携しまして、戦争体験アーカイブ事業という、体験をされた方々の体験談を残すという事業を実施しまして、その音声パネル、ご本人たちの音声も残すという活動を実施いたしまして、そのパネルを展示したというものです。本日も、その体験談をまとめた青色の冊子を参考として配布していますので後ほどご覧いただければと思います。

それから、「ふつうの日になったのか 原爆の日」展ということで、毎年実施しているものですが、市内の方々から「平和をつくるのはきっと言葉だ」ということで1行の言葉を募集し、展示をするという取組も10年ぐらい実施しているものです。

それから、今年度は、NPO法人ワンステップかたつむり国立さんとも連携しまして、平和に関する劇を共催というかたちで実施しました。

そのほか、アンネのバラの栽培や、戦争体験を聞くつどい、市内の子どもたちを長崎に派遣する事業なども行っています。

また、平和首長会議での取り組みについても説明させていただきます。平和首長会議は、現在世界166か国、8,222都市が加盟している会議体として、その会議の会長を広島市長が務めていますが、核兵器の廃絶ですとか、人権問題の解決、難民問題の解決などを目指している会議体でございます。

国立市との関わりについては、2000年に国立市が平和都市宣言いたしまして、その10年後の2010年に平和首長会議に市として加盟いたしました。その後、2016年に前市長である佐藤市長がこの首長会議の国内加盟都市会議総会というところでご講演されて、その後、3年後の2019年に国立市で国内加盟都市会議の総会を開催しています。

直近では、今年10月に、平和首長会議総会が広島市で開催され、永見市長が講演をしています。日本から講演したのは国立市のみで、そのほかはスペイン、ドイツ、カナダ、の各都市がそれぞれ取組を発表したところです。

市長の講演内容を少し抜粋して参考として掲載していますが、広島市長から、国立市が率先して平和という観点で多摩地域を取りまとめて、ネットワークを形成して平和の意識を高めてほしいという要望がございまして、今当市が事務局としてネットワーク作りの手続きを進めている段階です。3年後の戦後80年に向けて様々な取組を多摩地域で連携して進めていくため、引き続き準備を進めていく、そのようなことを市長の講演にて報告させていただきました。平和に関する主な市の取組のご説明は以上です。

【炭谷会長】 大変活発に平和問題、また被爆者問題を取り上げられているのではないかなと思います。

【押田委員】 特に国立市の原爆・東京大空襲の体験伝承者の活動について、私はこれを非常に

評価しているのです。広島や長崎の被爆した現地では、体験者さらに伝承者が、そして若い人たちがそこにつながって、それを語り継ぐという取組がされているけれども、それ以外の自治体では全国で国立市しかないらしいですよ。そういう形で、伝承者がちゃんと育成されて、そういう取組をしているというのが国立市以外はないということで、非常に大事なことだと思います。

先ほど説明があったように、東京大空襲では、たまたま二瓶さんという東京大空襲体験者が国立市内で活動されていますので、その第3期という形での育成プロジェクトに関わられて実施できたと聞いています。一方、広島と長崎のほうは、伝承者育成に携わられてきた方が既にお亡くなりになっていると、国立でいらした方たちがですね。そういうことなので、これについては、そうすると、新たな育成が今の段階ではできないのかなという意味では、何かもう少し工夫のしようがあって、そういうものをきちんとまた若い人たちにも伝えていく、そういうことがやはり必要なのだろうと思いますので、そこら辺については、どのような形で考えておられるかちょっとお聞きしたいなと思います。

【事務局】 今、押田委員からもありましたけれども、いわゆる体験された方の体験を、戦争体験をされていない方が語っていくという、伝承者を育成することをやっているのが、広島、長崎以外には全国で国立市しかないという状況です。それゆえ、この講話については、今、国立市外のところからもぜひ話に来てほしいというお声を頂いているところです。

今、実際には3名の方の体験を伝承しているわけですが、それ以外に、ちなみに広島市や長崎市さんは、もっとたくさんの体験者の方の体験を語り継いでいるわけですが、国立市では、今この3名しかいないところです。実際に市内の方々の中には、戦争体験をされた方が多くいらっしゃることは私どもも把握しておりますが、この体験を育成するには約1年半、月に数回のプログラムを組んで、その方に戦争当時の体験をずっと伝えていただく作業といいますか、協力頂いているということで、ここまでのことをやっていただける方がまだ私どものほうは見つけないところなんです。ただし、今お手元にお配りしました青色の冊子、アーカイブ事業では、今回、国立市は10名の方からの体験が採用されております。そういった方々にも例えばアプローチをして、こういったあなたの体験を次世代に語り継ぎたいのだということでお話してみるといっても、今後1つの可能性としてはあろうかと思います。

【炭谷会長】 今の押田委員のご意見について、私も全く同感です。実は私は被爆者問題でずっと係わってまして、昭和60年に「被爆者実態調査」というのを企画する責任者だったのです。そのときもう昭和60年なので、もう記録は残らないだろうということで、全国全ての被爆者に対して悉皆調査で、自由記載でそれぞれの思い出とか現在の生きざまを書いてくださいということを調査した。そして、もし何か記録誌を持っていれば、それをできれば提出をしていただきたいと、国として調査をしました。その結果は、現在は広島、長崎にある国立被爆者慰霊施設というところで活用されました。この慰霊施設も私が企画をしたのですけれども。そういうことで、一応国立市の人でも当然被爆者の方がいらっしゃるのだろうと思いますので、書いていただいているのではないかなと思います。

それでは、ここで換気のため10分間休憩とさせていただきます。

(休憩)

【炭谷会長】 審議を再開します。

【事務局】 先ほど、市の平和関連事業をご説明させていただきましたが、これまで、多くの回

を人権施策を中心に皆様にご議論いただきました。ここで平和という形で少し施策としては、言ってみればもう1つのものが出てきたところになります。

条例の中で平和というものがどういうふうに位置づけられているかということを改めて皆様と確認をさせていただけたらと思います。お手元に条例はございますでしょうか。前文のところに、平和についての考え方が書いてありますので少し読み上げさせていただきます。

「国立市が本条例において掲げる平和とは、単に戦争や紛争がないだけでなく、貧困、飢餓、抑圧、搾取等の社会構造的な困難がなく、かつ、人々の間に不当な差別や暴力をはじめとする人権侵害を容認しない意識と他者への共感、相互の協力、対話といった行動が存在している状態を意味する。このような平和は多様性を有する個々の人権を尊重することによってこそ実現することができる」としております。

平和問題というのは、イコール戦争問題と同義語で語られることが多くございます。私どももそのような認識も一方では持っておりますが、ここで書かれているとおり、例えば人権侵害、いじめや差別というものが身の回りにない状態、そういう日常こそが平和な日常なのだということを市としては1つ考えているところです。

よって、今、皆様にご紹介しました国立市の平和事業というのは、少し戦争問題等が関連しているところがございます。現在、戦後77年というところで、戦争問題のところにも関わっておりますが、もう一方で日常と平和という言葉で、市民の皆様、特に次世代の子どもたちとどういう日常の中にあなたは平和を感じますかということと一緒に考えている、そういった事業を取り組んでいるところでございます。

よって、あくまでもこれは市として持っている課題としては、戦争体験者の方々の高齢化、そしてもう1つが日常の平和というものをどう市民の皆様と一緒に考えていくのか、この2点を課題として今考えているところをお伝えさせていただきたいと思います。

また、先ほど参考資料として平和首長会議の取組をお話しさせていただきました。これは日本国内のほぼ全ての市区町村が加盟しております。皆様のお住いの自治体も恐らく加盟をしております。通常であればこういった大きな会議体ですので、この広島市等を中心とした事務局から定期的には様々な情報が届いてくると。そして、年1回の日本国内の会合があり、そこに参加しながら平和問題を共有するということが多くのところなのですが、この間、国立市は今説明をしましたとおり、東京26市でネットワークを作ってほしいという依頼を広島市から受けて、その事務局としてこのたび多摩地域のネットワークを形成することによって平和問題、まさに戦後80年を目指したことを考えていこうということに今年度から着手しております。よって、この平和首長会議に関する業務というものがこれから非常にウエートを占めてくるということがあるということも含め、皆様にご紹介をさせていただきました。

また、この平和施策につきましての担当部署も、同じく私ども、市長室の平和・人権・ダイバーシティ推進係になります。ですので、鈴木や桑代もこの平和施策のことも並行して、この人権施策と並行してふだんの業務としてやらせていただいているというところはお伝えさせていただきたいと思います。補足は以上です。

【炭谷会長】 平和と人権、まさに密接な関係があるということがお分かりになるのではないかなと思います。

先ほど少しありました、いわゆる人権博物館についてですが、人権博物館の中の1つの希望と

して、やはり平和ということも入るのではないかなと思っているのです。特に狭い意味の、最初にご説明いただいた広い意味の平和でなく、狭い意味の平和と考えて、やはり日本人の経験したものの記録というのはだんだん薄れていくのだろーと思いますので、そういうものをしっかり残していく、非常にある意味では大変大きな教訓、生きた教訓になっているのではないかなと。

【三井委員】 前にもお話ししていると思うのですが、やはりこの人権博物館とか、市の学校への講話とか、人権の出張授業なんかに関してもそうですけれども、やはり国立市内の小学校、中学校、高校とか、そういうところにやはり人権のことを積極的に今市長室も含めてやっていこうと話していると思うのですが、なかなかやはり進まない現状が、国立市内にある小学校だから、中学校だからと自由にできない部分もあるので、そこら辺をやはりどうやって突破していくかということも含めて、またいろいろ話し合いながら考えて、できる限りいろいろなことを、知識を知っている子どもたちは学んでくれて進んでいけるといいなというところをちょっと考えているところですよ。

【炭谷会長】 分かりました。確かに今回の人権月間についても、私もそこに参加させていただいていますけれども、学校現場のほうでなかなか協力が得られないという話をお聞きしまして、やはりもう少し柔軟に学校のプログラムの中に入れていただいてもいいのではないかなと思います。確かに平和問題も人権問題もそうですけれども、小さいうちにやはりいろいろと正しい知識をしっかりと知っていただくことが必要だろーと思います。これはまさに同じ国立市の中ですから、これはうまく連携を取っていけばできる話ではないかなと思います。

【三井委員】 少し話は戻るのですが、前半の部分で、人権課題に対応する専門職員がいないというところをどういうふうにするかというところで、市役所の中に人権博物館開設準備担当という部署を設置してはどうかと思っています。そこが人権の事案を受ける役割を担う。市職員の中で経験ある人材を部署の長にして、人権・平和審議会の委員等も関わりを持って人権課題に対応していくのはどうでしょうか。なるべく動いていくことが必要だと思っています、実際に私たちの頭の中には名前も浮かんでいるところがあります。やはり早いところ、ここにも書かれているように課長、係長みたいな感じに書かれています、そういう担当を作って。市長室の人権担当はかなり仕事が多くて対応できるような状態ではないと思うところがありますので、きちんと新しい形で、この前も話していたと思いますが、それなりの経験を持った人間が長になって、そして、ここの人権審議会の委員の方にも協力していただいて、早いところ形として出していくことが必要なのではないか。それは、くにたち人権月間として12月24日に炭谷会長と国立ハンセン病資料館の内田館長がまたお話しされるのではないかと思います、それをもって、次の年にスタートできるものができたらと思ひまして、そんなことを考えました。

【炭谷会長】 確かに市長室は大変だなと。それも限界がありますので、それはやはり今のようなご意見が出てくれば、市長自身がやはり何らかのご配慮を頂けるようになればなと思います。こういう場で出たというのはちゃんと議事録にも出ますので、ご配慮いただければありがたいと思います。

【事務局】 貴重なご意見ありがとうございます。10月に広島市で開催された平和首長会議に行った帰りに、市長と私と室長の3名で三重県の人権センターに視察に行っていました。

昨年度の人権月間のときに、最後のシンポジウムで炭谷会長と市長で懇談をしていただいたときに、国立の財政力も含めて、国立でどんな形の人権博物館的なものができるかというのはやは

りいろいろ考えたほうがいいよねとご意見を頂いているところで、それを踏まえた上で、10月に見に行っております。行政としてこれをこれから本当に皆様方のご意見を頂いた上で、博物館計画を進めていくことについて、市の内部でも十分議論しなければいけないことがあるのと、あと、人をつけていくというのは、市全体の中の定員管理計画という職員の全体の話もあるのと、当然これは何か作るときは組織体制というものが関わってくるので、ご意見としては非常にいい意見をここでいただいたものはしっかり議事録にも載りますし、我々もそれについては前向きに考えていきますが、全体的な調整の中でいろいろ進めていかなければいけないこともあるかと。市の中で人権博物館を造るというのは大事なことでありますが、各部署でもそれぞれ重要なことを進めていかなければいけない事業というのがございますので、その辺りも含めた全体の中でどういうふうに考えていくかということを前向きに捉えていければと思っております。

【炭谷会長】 三重県の人権センターの場合は、県ですのでこれは国立市ではなかなか難しいかなど。建物やスタッフからしてやはり予算規模がちがう。かつ三重県の場合は、あれだけやはり造る過程で力になったのは、三重県では人権の考えや人権に対する運動するエネルギーというのが大変強い県、全国的な中に大変強いという、そういうものを当時の知事が感じられて、ああいうものを決断されて造られてやっていたらと思う。国立市は全国の自治体の中でも下から数えたほうが早いという小さい自治体ですけれども、工夫を要して国立市ならではの、いわゆる人権博物館ができればいいなと思います。まだこれは市のほうで財政当局、人事当局の定員の問題なども含めて、総合的に考えていただければと思います。

本日の審議は以上で終わりたいと思います。事務局から事務連絡がありましたらお願いをいたします。

【事務局】 今回は、1月19日木曜日の16時30分、市役所3階で第19回目の開催を予定しています。

【炭谷会長】 以上で審議会を終了します。本日はどうもありがとうございました。

— 了 —